

2019年11月5日(火)からスタート!

併記するための
のお手続きが
必要です!

住民票とマイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます

氏名 番号 太郎
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
平成 年 月 日
性別 男
個人番号カード
追記欄に旧姓が追記されます(記載例)
旧氏 旧姓 令和元年11月5日
氏名 番号 [○○] 花子
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
平成元年 3月31日生
性別 女
ここに旧姓!
入ります!
ここに旧氏!
入ります!
住民票にも旧姓(旧氏)欄が!
住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されます。
※様式例

旧姓(旧氏)併記をしておくと・・・

こんなときに!

保険・銀行口座等が、旧姓のまま
引き続き使える場合があります。



こんなときに!

仕事の場面でも、旧姓で本人確認が
できます。



※契約等が、旧姓のまま引き続き使えるかは、各窓口へ事前にお問い合わせください。

※この手続きは、戸籍の氏を変更するものではありませんのでご注意ください。

旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの？

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

必要な戸籍謄本等は
下のQA参照！！

旧姓併記のための請求手続きは2段階！

STEP 1

旧姓が記載された
戸籍謄本等を用意しましょう

入手方法は3種類！

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる
- ③コンビニで発行(※)



(※) コンビニのマルチコピー機から発行できます。
発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している
市区町村のみです。
詳しくは「コンビニ交付」のHP
(<https://www.lg-waps.go.jp>)をご確認ください。



用意ができたら
提出しよう！



STEP 2

用意した戸籍謄本等と一緒に
マイナンバーカードを持って、現在お住まいの
市区町村へ行こう！



※マイナンバーカードがない場合は、本人確認書類
(運転免許証等)をお持ちください。

(※) コンビニ交付はマイナンバーカードをお持ちの方のみ。

？ 旧氏とは？

「旧氏(きゅううじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のこと
です。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載が
されています。



旧姓は1人に1つだけ
つけられるよ！

旧姓併記に関する Q&A

Q

旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料
として戸籍謄本等が必要とのことですが、
住民票等に併記する旧姓が記載されている
ものが一通あればよいのでしょうか。

A

旧姓を併記したい場合は、当該旧姓
の記載されている戸籍謄本等から現
在の氏が記載されている戸籍に至る
全ての戸籍謄本等が必要となります。



Q

旧姓としては、
どのようなものを併記できますか。

A

旧姓を初めて併記する場合には、本
人の戸籍謄本等に記載されている過
去の氏の中から1つを選んで併記す
ることができます。
なお、引越しで他の市町村に転入し
た場合、住民票等に併記されている旧
姓は引き継がれます。

Q

住民票の写しの交付を受けるときに、
併記されている旧姓を表示しないよ
うにすることはできますか。

A

住民票では、旧姓は氏名と併せて公
証されているものであることから、旧
姓または氏の一方のみを表示するこ
とはできません。



Q

結婚して氏が変わったのですが、既に
住民票等に併記されている旧姓はどう
なるのでしょうか。

A

既に住民票等に併記されている旧
姓は、氏が変わった場合でも引き続き
併記され続けますが、請求いただけれ
ば氏の変更の直前に戸籍に記載され
ていた氏に変更が可能です。



Q

旧姓を削除することは
できますか。

A

必要がなくなった場合などには、旧
姓を削除することが可能です。
ただし、旧姓を削除した場合には、
その後、氏が変わるときに限り、削除
後に新たに生じた旧姓の中から1つを
選んで再び併記することができます。



詳しくは、住所区の区民生活課または
行政センターへお問い合わせください。

中央区 区民生活課 TEL457-2125

東行政センター TEL424-0154

西行政センター TEL597-1115

南行政センター TEL425-1348

浜名区 区民生活課 TEL585-1111

北行政センター TEL523-1116

天竜区 区民生活課 TEL922-0019